

その他の遵守事項の規定理由（中央市場）

令和2年6月21日施行の「高知市中央卸売市場条例」及び「高知市中央卸売市場業務規則」に規定する必須以外の順守事項については、下記のとおりとします。

区分	項目	条文	規定の内容	規定理由
業務条例関係	開場の期日・時間	第4条 第5条	開場の期日及び時間。	市場運営に必要であり、現行どおり規定する。
	卸売業者等の許可等に関する事	第9条 第27条 第35条 第38条	卸売業者、仲卸業者、関連事業者の許可及び売買参加者の承認。	円滑な市場運営を維持するため、市場関係業者については、これまでどおり許可及び承認制をとることとする。
業務規則関係	販売前における受託物品の検収	第14条	販売前における受託物品の検収。	受託物品の検収は、生鮮食料品が消費者に届く第一段階であり、食の安全安心を担保するために開設者の責務として、卸売業者に遵守させるべき事項であるため。
	卸売をした物品の相手方の明示及び引取り	第15条	○卸売をした物品の相手方の明示。 ○卸売を受けた物品は速やかに引取ること。	生鮮食料品の円滑な取引を促進するため。
	卸売の相手方の制限	第16条	卸売業者が第三者販売を行う場合は、市場の取引秩序の維持に努めること。また、販売した場合は市長に報告すること。	「第三者販売の禁止」、「商物一致の原則」、「直荷引きの禁止」については基本的には規制を緩和するが、市場の取引秩序が乱れないよう、卸売業者や仲卸業者の遵守事項を定めることとする。
	市場外にある物品の卸売	第17条	卸売業者が市場外にある物品の卸売を行う場合は、市場の取引秩序の維持に努めること。また、卸売した場合は市長に報告すること。	
	仲卸業者の留意事項	第18条	○仲卸業者の販売の委託の引受け禁止。 ○仲卸業者が卸売業者以外の者から物品を買入れて販売する場合は、市場の取引秩序の維持に努めること。また、買入れた場合は市長に報告すること。	